奈良県立医科大学情報システム運営委員会規程

(設置)

第1条 奈良県立医科大学(以下「本学」という。)における情報通信技術の活用に関し、情報通信技術の活用を通じた、本学における学術研究・教育活動の推進、情報公開の促進及び事務作業の合理化・効率化を図ること及び奈良県立医科大学情報システム(以下「本学情報システム」という。)の整備並びに情報システムの円滑かつ適正な運営管理を行うことを目的として、本学に奈良県立医科大学情報システム運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - 1 情報通信技術を活用した学術研究・教育活動の推進に関すること。
 - 2 情報通信技術を活用した情報公開の促進に関すること。
 - 3 情報通信技術を活用した事務作業の合理化、効率化に関すること。
 - 4 その他情報通信技術を活用するための重要事項に関すること。
 - 5 本学情報システムの整備に関すること。
 - 6 本学情報システムの運営に関すること。
 - 7 本学情報システムの利用者管理に関すること。
 - 8 その他本学情報システムについての重要事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の委員で構成する。
 - 1 教育開発センター専任教員
 - 2 附属図書館長
 - 3 研究部長
 - 4 法人企画部長
 - 5 病院経営部長
 - 6 学長が指名する者 若干名

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長等)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員がこれを互選する。
- 2 委員長は必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の開催)

- 第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 2 委員長が必要があると認めた場合は、委員以外の者に出席を求め、説明または意見を求めることができる。
- 3 議決を要する事項については、出席者の過半数をもって決し、可否同数となるときは委員 長の決するところによるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は情報推進室において行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成23年5月2日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成25年3 月31日までとする。

附則

この規程は、平成23年9月8日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月6日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する